あおもり家畜衛生情報 No.12 今和2年9月

- ★東青地域県民局地域農林水産部 青森家畜保健衛生所
- ★東青地区家畜衛生推進協議会



種畜検査を受けていない雄畜は種付けに使用できません!

<経緯>

国内の酪農家が<mark>種畜検査</mark>を受けていない愛玩用の雄馬を、他人の 所有する雌馬の種付けのために使用し、家畜改良増殖法に違反する 事例がありました。

<種畜検査とは>

牛・馬・豚の種雄畜について、 血統・体格審査や伝染性疾病・ 遺伝病・繁殖障害等の有無を検 査し合格すると「種畜証明書」 が交付されます。



雄畜を飼養する皆さまへ

- ・家畜改良増殖法に基づき、種畜検査を受けていない雄畜は他人の 所有する雌畜に種付けはできません。
- ・同様に、種畜検査を受けていない雄畜は、他人の雌畜に利用する 精液の採取もできません。
- ・たとえ愛玩用であっても、種畜検査を受けていない雄畜は他人の 所有する雌畜に種付けはできません。

ご不明な点は

青森家畜保健衛生所にお問い合わせください。

電話:017-764-1744 夜間・休日:090-2274-0474